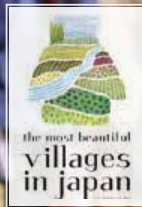


きよい里 きよい品 きよい心

南小国町広報



きよら

10月16日(月)きよら祭り

11
2023



プラチナ婚・ダイヤモンド婚夫婦表彰



10月27日にプラチナ婚（結婚75年）、10月3日にダイヤモンド婚（結婚60年）を迎えられたご夫婦に高橋町長がそれぞれのご自宅で表彰状と記念品を贈りました。

当日は、苦楽を共に乗り越えながら夫婦円満に過ごして来られたお話などをお伺いすることが出来ました。

これからも、仲睦まじくお元気でお過ごしください。

皆様、暖かくお出迎えくださりありがとうございました。

（写真左から佐藤鼎様、須磨子様）

令和5年度 プラチナ婚表彰者名簿（1組）

昭和23年結婚夫婦（敬称略・年齢は10月27日現在）

佐藤 鼎（95）、須磨子（92） 落見

令和5年度 ダイヤモンド婚表彰者名簿（7組）

昭和38年結婚夫婦（敬称略・年齢は10月3日現在）

相垣 金盛（87）、ツルヨ（83）	赤馬場	佐藤 保雄（85）、雄子（84）	扇下
俵 金夫（84）、久子（83）	馬場上	井野 睦紀（86）、逸子（82）	高花
鎗水 浩（84）、ヨオ子（80）	動目木	麻生 林（82）、信子（80）	鬼瀨
菊池 優吉（85）、優子（82）	扇下		

100歳のご長寿を祝福

令和5年度100歳長寿表彰

本年度、めでたく満100歳の誕生日を迎える町内の長寿者5名に、内閣総理大臣から祝状と記念品、町からは表彰状などが贈られました。

今回、日本全国で100歳表彰の対象者は47,107人（前年度比+1,966人）です。

多年にわたり社会の発展に寄与してこられたことに感謝いたします。いつまでもお元気でお過ごしください。

なお、井朝子さん（白川）はお名前のみご紹介いたします。



渡邊 峯さん（竹の熊）



金山マツ子さん（上町1）



松崎壽美さん（本町1）



下城常子さん（矢津田上）

熊本県民体育祭

9月16日(土)～17日(日)及び23日(土)～24日(日)に第78回熊本県民体育祭が菊池・山鹿地域で開催され、本町からも5名の選手が各会場で熱戦を繰り広げました。

柔道競技では、穴井晃斗さんが団体戦のメンバーとして出場され団体第3位、また陸上競技の円盤投げでは、城戸敬則さんが第4位という素晴らしい成績を収められました。お二人ともおめでとうございます。

その他の出場者は次のとおりです。

○弓道競技・・・佐藤亨さん、橋本和香美さん

○バスケットボール競技・・・室原知正さん



写真下段の一番左：穴井晃斗さん

10月17日(火)

中原小学校稲刈り

鞭馬公直さんのご指導・ご協力のもと、中原小学校の全校児童で、大きく育った稲を刈りました。今回刈った稲は、5月23日に植えた「くまさんの輝き」という品種です。児童達は、両手いっぱい稲をかかえ楽しそうに作業を行っていました。



町民文芸俳句

金婚の集いの秋のあたたかさ

法水

立ち話コスモス貫う散歩道

牛島世雪

秋祭り太鼓の音に鷹も舞う

佐藤浪子

庭の径蜘蛛の囀銀座となりける

北里典子

犬山城仰ぎ進む昼鵜飼

松嶋五月

篝火を焚いて観る鵜飼いが有名だけど昼の鵜飼いの光景を詠みました。

脚黒き蝶の掴みし藤袴

北里里恵子

アサギマダラがこれからの長旅に備えた覚悟が感じられるような力強い黒い脚でした。

木犀の香や手の緩む一輪車

北千鶴

刈り田道ストリートビュー撮影車

平野たか子

茎切れば背を濡らすや芋の露

宅野晴美

どうなっているの？

町では、皆さんから納めてもらった税金や国・県からの補助金などが「まちづくり」にどのように使われているのかを知ってもらうために、年度ごとの予算や決算をお知らせしています。今回は、令和4年度の決算と、令和5年度上半期（令和5年4月1日～令和5年9月30日）の予算の執行状況を見てみましょう。

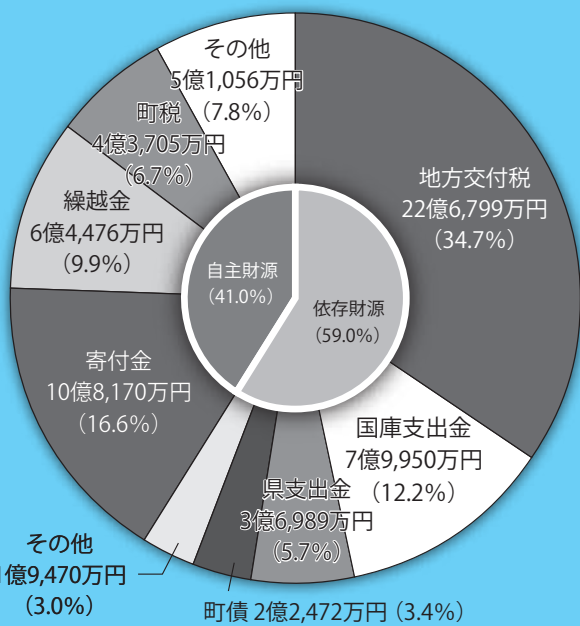
令和4年度の決算

決算とは「まちの家計簿」のようなものです。1年間（4月1日から翌年の3月31日まで）にどれだけのお金が町に入り、「まちづくり」のためにどれだけ使われたのか、収入と支出を会計ごとに計算してまとめています。

町の会計には「一般会計」と「特別会計」の2つがあります。「一般会計」は、福祉・医療・農業・防災・教育などのために使われるお金で、まちづくりの基本となる会計です。「特別会計」は、特定の事業を行うために使われるお金で、一般会計とは別の収支になります。南小国町には国民健康保険・水道事業など7つの特別会計があります。

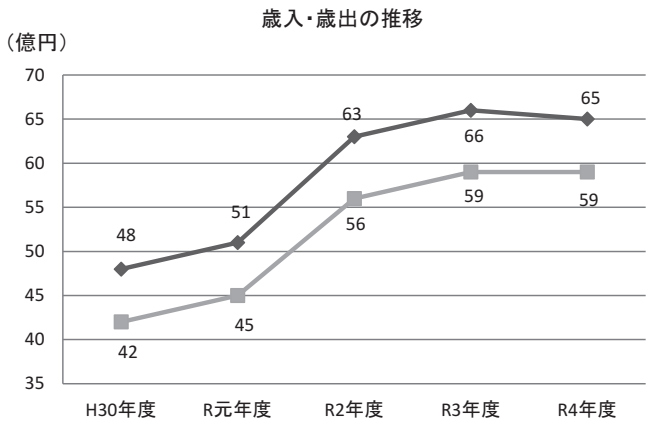
令和4年度一般会計の決算額は、歳入65億3,087万円、歳出58億8,990万円となりました。

「歳入」は町に入ってきたお金のことで、家庭の家計簿に例えると収入に当たります。前年度と比べると5,114万円の減額（0.8%の減）となりました。歳入の内訳は、町税など町が自主的



一般会計歳入 65 億 3,087 万円

	金額 (万円)	構成比 (%)
(依存財源その他の内訳)		
地方消費税交付金	9,968	1.5
地方譲与税	7,995	1.2
環境性能割交付金	489	0.1
株式等譲渡所得割交付金	102	0.0
配当割交付金	148	0.0
法人事業税交付金	680	0.1
地方特例交付金	82	0.0
交通安全対策特別交付金	0	0.0
利子割交付金	8	0.0
(自主財源その他の内訳)		
分担金及び負担金	14,116	2.2
使用料及び手数料	6,853	1.1
諸収入	6,641	1.0
繰入金	20,801	3.2
財産収入	2,645	0.4



町民の皆さんに使われたお金
一人当たり 1,542,665 円

町民の皆さんが納めた町税
一人当たり 114,470 円

決算年度末 住基人口 3,818 人

南小国町の家計簿は

に収入できる「自主財源」と、地方交付税などの国や県などから交付を受ける「依存財源」の2つに分けられます。町税・前年度繰越金・繰入金などの自主財源は26億7,407万円で、全体の約4割を占めています。また、地方交付税・国県支出金・町債などの依存財源は38億5,680万円で、全体の約6割を占めています。

「歳出」は町が使ったお金のことで、家庭の家計簿に例えると支出に当たります。前年度と比べると4,735万円の減額（0.8%の減）となりました。

令和4年度は黒字決算

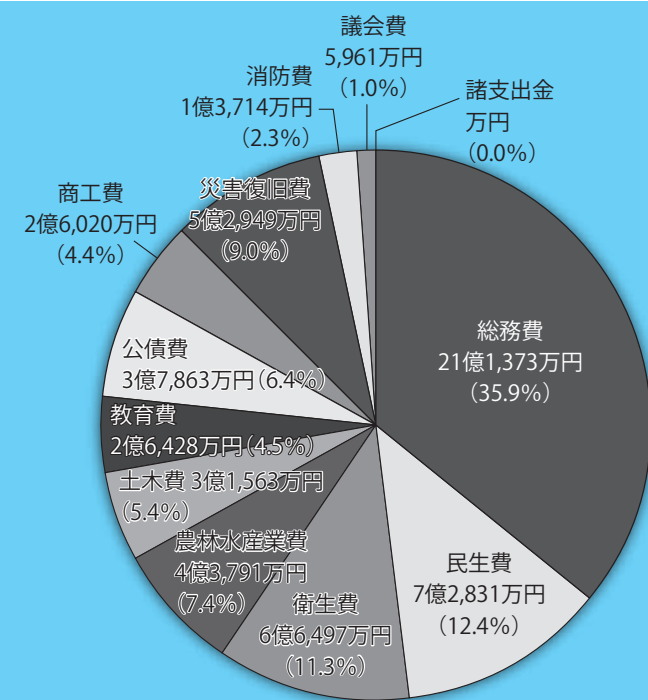
一般会計と特別会計を合わせた決算総額は、歳入が82億3,991万円、歳出が75億2,193万円で、歳入から歳出を差し引くと7億1,798万円の黒字になりました。

この中から令和5年度に2億2,913万円を繰り越したため、実質的な収支額は4億8,885万円となっています。

特別会計

金額
(万円)

国民健康保険		
歳入	5億9,847	
歳出	5億9,272	
水道事業		
歳入	1億8,495	
歳出	1億3,927	
農業集落排水事業		
歳入	3,313	
歳出	3,169	
介護保険		
歳入	6億6,215	
歳出	6億4,327	
特定地域生活排水処理事業		
歳入	2,026	
歳出	1,963	
公共下水道事業		
歳入	1億4,353	
歳出	1億3,932	
後期高齢者医療		
歳入	6,656	
歳出	6,613	



一般会計歳出

58億8,990万円

このような事業を行いました

土木費 ○町道瓜上矢田原線道路改良工事○民間賃貸住宅確保プロジェクト補助金○団地外壁改修工事

農林水産業費・商工費 ○飼料・燃料費高騰対策補助金○森林資源解析業務委託○くらし応援券発行事業○町民向け飲食券補助金○地域経済活性化事業補助金○電子雑誌作成業務委託

民生費・衛生費 ○児童手当の支給○乳幼児・子育て支援・ひとり親医療費助成金○各種予防接種・検診

総務費・消防費 ○コンビニ収納システム導入業務委託○ふるさと納税業務委託○タクシー利用費助成事業○人材選流促進及びデータバンク構築・利活用業務委託○防災情報配信システム更新業務委託

教育費 ○市原小学校屋内運動場長寿命化改良工事測量設計業務委託○奨学金貸付事業○社会教育団体等への助成○小学校給食費補助

災害復旧費 ○農地災害復旧工事○農業用施設災害復旧工事○公共土木災害復旧工事



まちの決算を家庭の家計簿に例えると

南小国さん家の家計簿

まちの財政は金額が大きくて、イメージしにくいもの…。そこで、令和4年度一般会計の決算額を1000分の1にして、家庭の家計簿に例えてみました。



収入	金額	歳入の内容
給料	44万円	町税
パート収入	7万円	使用料及び手数料
実家からの援助	344万円	地方交付税、国・県支出金
ローン・借入金	22万円	町債
不動産収入	3万円	財産収入
事業収入	108万円	ふるさと納税
貯金の取り崩し	21万円	繰入金
前年度からの繰越金	64万円	繰越金
その他の収入	40万円	その他
年間収入合計	653万円	

支出	金額	歳出の内容
食費	77万円	人件費
医療費・教育費	41万円	扶助費
ローンの返済	38万円	公債費
光熱水費・日用品の購入	82万円	物件費
家電や車の修理	3万円	維持補修費
事業支出	54万円	ふるさと納税経費
自治会費	95万円	補助費
子どもへの仕送り	38万円	繰出金
貯金	76万円	積立金
知人に貸したお金	0万円	出資金・貸付金
家の増改築・車の購入	85万円	投資的経費（建設事業費など）
年間支出合計	589万円	

まちの財政は健全なの？

財政健全化比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて、令和4年度の決算によって算定された「健全化判断比率」と「資金不足比率」をお知らせします。南小国町は赤字も資金不足も生じず、健全な財政を保っています。

■健全化判断比率

	南小国町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15%	20%
連結実質赤字比率	—	20%	30%
実質公債費比率	6.5%	25%	35%
将来負担比率	—	350%	/

実質赤字比率と連結実質赤字比率は実質赤字額がないため「—」で表示しています

■資金不足比率

特別会計の名称	南小国町	経営健全化基準
水道事業特別会計	—	20%
農業集落排水事業特別会計	—	20%
特定地域生活排水処理事業特別会計	—	20%
公共下水道事業特別会計	—	20%

資金不足がないため「—」で表示しています

用語の説明

実質赤字比率	一般会計の赤字額の割合
連結実質赤字比率	すべての会計を合わせた赤字額の割合
実質公債費比率	一般会計が負担した公債費（借り入れ金）などの返済額の割合
将来負担比率	一般会計が将来負担すべき負債残高（地方債残高など）の割合
資金不足比率	公営企業の事業規模に対する資金不足額の割合



財政事情の公表

令和5年度上半期の財政状況

歳入

収入額（%は収入率）

地方交付税 14億7,666万円（72.5%）

町債 0万円（0.0%）

寄付金 2億7,923万円（39.9%）

繰越金 6億4,097万円（100.0%）

国庫支出金 6億5,311万円（10.9%）

県支出金 5億7,666万円（1.4%）

町税 2億6,177万円（62.8%）

繰入金 0万円（0.0%）

分担金及び負担金 4億9,913万円（5.8%）

地方消費税 5億4,870万円（56.7%）

地方譲与税 2億7,349万円（34.9%）

その他 4億7,500万円（38.2%）

歳出

執行額（%は執行率）

18億6,837万円

7億7,133万円

6億6,975万円

6億5,999万円

5億2,934万円

5億9,455万円

4億9,281万円

3億6,317万円

1億6,841万円

1億3,999万円

89,314円

28,699円

1,000円

5,800円

1,500円

0.0%

0.0%

0.0%

0.0%

0.0%

0.0%

支出済額 17億3,004万円

収入済額 28億6,818万円

予算総額 62億4,485万円

《 特別会計 》

会計名	予算額	収入額	収入率	執行額	執行率
国民健康保険	5億7,681万円	2億5,553万円	44.3%	2億5,151万円	43.6%
水道事業	1億8,089万円	9,118万円	50.4%	4,508万円	24.9%
農業集落排水事業	3,191万円	465万円	14.6%	1,205万円	37.8%
介護保険	7億2,158万円	2億9,024万円	40.2%	2億5,899万円	35.9%
特定地域生活排水処理事業	2,209万円	530万円	24.0%	902万円	40.8%
公共下水道事業	1億4,282万円	2,018万円	14.1%	5,678万円	39.8%
後期高齢者医療	7,257万円	2,341万円	32.3%	1,772万円	24.4%
合計	17億4,867万円	6億9,049万円	39.5%	6億5,115万円	37.2%

【取組②】今あるものを活かし「なりわい」を創る山林づくり

付加価値の創出

南小国町の特産である小国杉の魅力発信や付加価値の創出を目指して、「木材拠点施設ファブラボ」を整備し、木材加工機械や木工器具などを使って、木製品の製作や木育イベントなどを実施しています。

観光との連携

黒川温泉の近隣に位置する「清流の森」を平成3年度から整備し、観光客などに解放していましたが、度重なる豪雨や災害で施設が破損したり使用できないなどの状況が続いていました。このためこれらの修繕や再整備を行い、新しい観光利用を目指して随時整備を行っています。



▲木材拠点施設
ファブラボ



清流の森▶

【取組③】未来へ向けて「つながり」を育む山林づくり

木育活動

これからの次世代を担う子ども達を中心に、木や地域の林業に関わる機会を増やし、親しみをもってもらうことで、南小国町の林業の活性化を目指します。地域おこし協力隊の活動として重点的に取り組むなど、保育園から中学生まで様々な体験活動を行っています。

新規担い手の確保

林業従事者の減少や高齢化が進む中、新規での担い手や協力者を増やすために、山林所有者及び移住者等が自らの手で地域の山林の伐採を行い、持続可能な形で管理を行っていく「自伐型林業」を推進し、担い手の確保を目指します。そのための調査や制度設計、研修会やフォーラムなどを計画し、取り組みを行っていきます。また、地域おこし協力隊を積極的に募集し、林業やその他関連する仕事に地域外の協力を得ながら活動を推進していきます。



▲子ども向けの木育体験



▲皮むき間伐体験

森林環境税、森林環境譲与税とは

■令和6年度から森林環境税の課税が始まります。

日本は国土の約7割が森林です。この豊かな森林が持つ多くの機能を活かすには、森林をしっかりと整備していくことが重要です。しかし、林業の採算性の低下や所有者が不明な森林の顕在化、担い手の不足などにより、手入れ不足の森林が増えています。

そこで、市町村の森林整備などに必要な財源を安定的に確保するため、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

令和6年度から個人住民税（均等割）の枠組みを用いて、国税として1人あたり年額1,000円の「森林環境税」が徴収されます。

「森林環境税」は、森林整備等のために必要な費用を国民一人一人が広く等しく負担を分担して支える仕組みであり、その税収は「森林環境譲与税」として各都道府県及び各市町村へ配分されます。配分は、平成31年度から前倒しで実施されており、南小国町でも様々な事業に活用されています。

※個人住民税の復興増税（町民税・県民税の均等割においてそれぞれ500円ずつ加算）は令和5年度で終了

■南小国町の山林の現状と取り組みについて

南小国町は総面積 11,590ha のうち約 8 割の 9,290ha が森林です。そのうち 6 割が人工林で、その 9 割が「小国杉」と呼ばれる古くから植林されてきた杉の山林が広がっています。しかしながら近年の木材価格の低迷や担い手不足などにより、管理の行き届かない山林が増え、一部伐採後も植林が行われず放置されることによって山林の荒廃が進み、大きな災害につながる懸念が増すなど、多くの課題を抱えています。このことから南小国町では山林の環境整備や住民の暮らしを守るために、森林環境譲与税などを活用しながら対策に取り組んでいます。

【取組①】先代から受け継ぎ「くらし」を支える山林づくり

情報整備

平成 31 年 4 月より施行された森林経営管理法に基づき、山林の所有者に対して今後の森林管理における意向調査を行っています。また令和 4 年度には航空レーザー測量によるデータを活用して、森林 GIS システムを整備しました。これにより地形情報の詳細な把握、立木の本数、樹高、材積量などが正確に計算できるようになり、山林所有者の方々の意向を踏まえ、適正な森林管理の推進、検討を進めています。

防災と生産

山林の適切な伐採や植林を進め、災害に強く、安定的に生産を行える山林整備を行うために、計画に則った施業に対して間伐補助を行っています。また、林道や作業道の補修、家屋などに倒木の恐れのある支障木の伐採に対する補助など、安心と安定の森づくりを目指します。

林業の担い手支援

山林で伐採作業を行う担い手の方々が継続して林業に取り組めるよう、チェーンソーや林業機械、また安全装備等の購入に対して 2 分の 1 の補助を行っています。令和 5 年度からは補助上限を引き上げ、チェーンソーは 5 万円、林業機械は 100 万円までの補助が可能となりました。

エネルギー施策

山林資源の有効活用及び脱炭素社会を目指して、薪ストーブ、ペレットストーブの購入補助を行っています。また、町の温泉施設「温泉館きよら」では令和 2 年度より木質チップボイラーを導入し、石油ボイラーからの切り替え、燃料費の低減を実現しました。

令和 5 年度には南小国町地域脱炭素実現計画を策定し、2050 年までの脱炭素社会を実現するためにより積極的に木質エネルギーの活用を進めます。

Blocked

▲森林GISシステム



▲間伐された林



▲林内作業車



▲木質チップボイラー



輝いています 小国高生

2年生Aコースの生徒が、9月13日から3日間、小国郷内で総合的な探究の授業の一環でインターンシップ（就業体験研修）を行いました。3年次での進路選択を見据えて、勤労観・職業観を養い、社会人としての自覚や認識を育むことを目的とした取り組みで、自ら事業所を調べ、実習計画を立て、実習先では主体的に職務を行う事を意識して研修に臨みました。研修では「実際に働くことを体験して、職に就いた際に何が求められるのかを身をもって学ぶことができた」と、多くの生徒が様々な学びを得ることができました。福祉・教育・行政・企業・観光など多くの事業所からの受け入れのご協力やご指導を頂きありがとうございました。この経験を今後の進路決定や成長につなげていきます。



協力やご指導を頂きありがとうございました。この経験を今後の進路決定や成長につなげていきます。



小国支援学校だより

あかるく なかよく たくましく ～輝く仲間づくり～

中学部修学旅行

中学部（2・3年生）は、9月20日（水）～22日（金）福岡方面へ修学旅行に行きました。1日目はマリンワールドと福岡市科学館へ、2日目はVSPARK WITH Gとキッザニアへ、3日目は九州国立博物館と大宰府天満宮へ行きました。

福岡でしかできない体験を数多く味わうことができました。

イルカショーでびしょ濡れになったこと、大好きな飛行機の操縦体験をしたこと、上手にバスを運転する技術に大興奮したこと、大好きなコーヒー牛乳を

飲んだこと、キッザニアでピザ作り体験をしたこと、どれも良い思い出です。ホテルの部屋でも仲良く楽しく過ごしました。



キッザニアでの職業体験



太宰府天満宮でお参り

小学部修学旅行

小学部6年生は、9月28日（木）、29日（金）に大分県のうみたまご、ラクテンチ、アフリカンサファリに修学旅行に行きました。事前学習では、公共施設の使い方や買い物の仕方を学習しました。旅行先ではホテルでの過ごし方などの約束を守り、楽しく過ごすことができました。また、お土産をかう際には、店員さんとのやりとりを丁寧に、買い物をすることができました。いろいろな生き物にふれあったり、乗り物に乗ったりなど貴重な経験を行うことができました。



「第18回すぎのこまつり」についてのお知らせ

11月19日（日）に4年ぶりとなる「すぎのこまつり」を開催します。児童生徒の発表と併せて、食バザー、中・高等部の作業製品の販売を行います。多くの方のお越しをお待ちしています。



新刊図書紹介

10月は、町の図書室に16冊の新刊図書が入りました。紹介致します。

＜新刊図書＞

- ① だるまさんが
- ② しごとへの道1 パン職人 新幹線運転士 研究者
- ③ 102歳の医師が教えてくれた満足な生と死
- ④ 正しい家計管理 将来への不安が消える、自動的にお金が貯まる
- ⑤ 災厄の絵画史 疫病、天災、戦争
- ⑥ 愛だけが残る
- ⑦ おかげで、死ぬのが楽しみになった
- ⑧ サキの忘れ物
- ⑨ ばかもの
- ⑩ 沙林 偽りの王国 上巻
- ⑪ 沙林 偽りの王国 下巻
- ⑫ 霜月記
- ⑬ 日曜劇場 VIVANT (下)
- ⑭ パンどろぼうとほっかほっかー
- ⑮ 水中最強王図鑑
- ⑯ アイドルになれるまほうのとびら



南中からの風 輝きと潤い (文責) 校長 前田博治

9月から10月にかけて南中生はさまざまな体験活動や研修等に参加しましたので、一部を紹介いたします。

◎修学旅行く2年生

2年生は9月27日から2泊3日で、沖縄へ修学旅行に全員参加で出かけました。ひめゆり資料館、平和の礎、糸数豪等、沖縄の戦跡を見学し、戦争の悲惨さに触れ、平和への思いを高めることができました。また、美ら海水族館や首里城を見学し、沖縄の自然や文化についても学びを深めることができました。



◎草原学習く2年生

10月5日、2年生は押戸石で現地学習を行いました。木部直美様(阿蘇グリーンストック)を講師に迎え、阿蘇のカルデラや外輪山の成り立ち、草原の役割、維持する方法等について詳しく話していただきました。阿蘇の自然や草原について学び、阿蘇の魅力の再発見につながりました。

◎菊池恵楓園訪問く3年生

3年生は9月28日、菊池恵楓園の

歴史資料館を見学しました。小学校5年時も訪問し、ハンセン病について学習をしています。今回、4年ぶりにあらためて見学し、ハンセン病患者の方々の苦しみや悔しさを知り、差別や偏見、そして人権について深く考えることができました。



◎民泊農業体験く1年生

1年生は9月27日から2泊3日で、民泊農業体験を行いました。受け入れ先の方々に「家族の一員」のようにあたたかく迎え入れていただき、農業の楽しさや素晴らしさだけでなく、自然を大切にしながら、その自然を生かしていく生活、気候や土壌に合わせた作物の育て方等を教えていただきました。



今回の体験は、農業、自然、食について、さらには故郷のよさ、人のあたたかさについて考える機会になり、今後の学習に生かしていきます。



ひろげよう きよらの郷に 人権の輪 人権教育啓発シリーズ 234

問い合わせ
南小国町
人権教育
推進協議会
☎42-0047

広報きよらの9月号で、町内3小学校5年生が、菊池恵楓園資料館を訪問した感想を紹介しました。今回は、南小国中3年生が町民の方と一緒に恵楓園を訪問した感想を紹介します。

3年生は、小学5年生の時に一度訪問していますが、今回更に深く学ぶことができたようです。

南小国中学校 田北 結良

僕はこのハンセン病問題学習を通して思ったことがあります。それは人間の本当の恐ろしさについてです。

恵楓園の資料館に展示されていたものの中に、黒川温泉宿泊事件の時の2種類の手紙がありました。1つは寄り添う内容の手紙、もう1つは批判の手紙でした。小学5年生の学習で手紙のことを学んだときは、「何てひどい内容だ。」とは思いうことができませんでしたが、様々なことを学んだ現在では、「しっかりと学び、理解しよう」ということは恥ずかしいことだ」と思うようになりました。批判の手紙の中には、入所者の方を「化け物」と揶揄するものもありました。しかし、そんなひど

い差別や偏見を持っている人と、周りから理解をしてもらえなくても、みんなと協力して生きていける強い人達。果たして本当の「化け物」はどちらなのかと思います。

僕はこれからもいろいろな人権問題を学び、何も知らずに差別をしてしまったたり、偏見を持ってしまうたりしないように今回の学習を生かしていきたいです。

南小国中学校 本田 宗大

今回私たちは2回目の菊池恵楓園に行ってきました。1回目は小学校5年生の時で、少し難しかったりしましたが、そこから成長して感じ方が変わったと思います。映像や資料館を見て最も心に残ったのは資料館にあった言葉で、「死んだらいいかん 人生は生きることには価値がある」という言葉でした。いろいろな展示物を見た後にこの言葉を聞いて、聞いて、普通に生活していた人達がある日を境に生活が変わり、隔離され、逃げられないように高い壁が作られた中で一生を過ごさなければならなくなったことは、とても苦しかった

と思います。

南小国町では黒川温泉の宿泊拒否事件もあったので、人ごとではなく自分ごととして考えていきたいと思っています。今回の訪問で、これまで以上にハンセン病問題への意識が深まったと思います。

南小国中学校 中島 美咲

私が菊池恵楓園に行つて学んだ事は沢山あります。その中で特に心に残った事が一つあります。それは、菊池恵楓園の入所者の方がかわいがっていた人形です。入所者の方は、病気が治つていても子どもを産むことは決して許されず、不妊手術まで受けさせられていたことを初めて知った時は、衝撃を受けました。

子どもが欲しくても、産むことを許されなかった当時の入所者の方の気持ちを考えると、悲しくてたまりません。そんな中、子どものぬいぐるみを自分達の子どものようにかわいがっていたそうです。治っているのにも関わらず、子どもを産めなかったのはとても苦痛だったと思います。

今回の研修で改めて思ったことは、正しい理解ができていない人達が周りにいたら、もしかしたら自分も流されて差別をするかもしれません。そうならないように「周りもやっているから」など

と思わず、差別を許さない態度で様々な人と接していきたいと思いました。

ハンセン病問題は過去のことで終わらせず、皆に伝えていきたいです。

南小国中学校 本田 章裕

僕は菊池恵楓園へ行つて主に2つのことに気づきました。

1つ目は、小学5年生の時と印象が全く違ったことです。5年生の時は、ハンセン病とはこんな病気だと大体わかって行っただけだったので、内面的なことを見る事ができなかった気がします。しかし、中学生になつてもう一度訪問し、歴史資料館なども変わっており、見る時間は少し短かったものの内面的なことを見ることができたと思います。

2つ目は、昔入所者の方達は、ハンセン病や差別と闘いながらも人生を楽しもうとしていたことがわかりました。資料館の中に野球のユニフォームや道具がありました。当時の人達がどんなにつらくても仲間と一緒に乗り越えてきたことがわかりすごく感動しました。もつとしっかりと展示物を見てみたいので、また家族と一緒に見に行きたいです。

この他の生徒も5年生の時より、違う視点で深く学ぶことができたという感想が多かったようです。(楠田)



翔けろ！町の担い手『きよらっ子』（7）

地方創生の担い手として「グローバル人材」を育成する取り組みを文部科学省が進めています。グローバルな視点を持って地域を支えるリーダーを育成するという取り組みですが、ローカルな視点と同様にグローバルな視点を持つことを、今後の南小国町の子ども達に身に付けて欲しいと願うところです。そのためには、地域を離れた、国を離れた所での体験や経験がぜひ必要だとも考えます。

そこで、夏休みに、台湾での研修を経験した荒尾さんの作文を掲載しました。この作文で、台湾での経験が、荒尾さんに大きな成長をもたらしていることがよく分かります。

「夢語り合った台湾での交流」

南小国中学校 3年 荒尾光月希

県のグローバルジュニアドリム事業に応募し、熊本青少年大使として8月1日から4泊5日の日程で台湾へ研修に行きました。初めて出会った方々と海外に行くことに不安もありましたが、事前研修を受け、蒲島知事から任命書をいただいて、頑張ろうという気持ちになりました。

台湾ではT S M C 台積創新館、六合観光夜市、蓮池潭、高雄市歴史博物館などを見学しました。特に印象に残っているのは高雄市の学生との交流会です。日本のけん玉やだるま落としを、簡単な英語やジェスチャーを使って教えました。うまく伝わらないこともあり、苦戦しました。

グループ活動では、私たち中学生グループはデジタルウインドーアートを作りました。木枠を組み立て、ねじで固定する作業が難しかったですが、ペアになった台湾の中学生が教えてくれて無事に完成しました。

台湾の皆さんと一緒に日本食のとんかつ弁当を食べ、台湾名物のタピオカミルクティーを飲んで楽しく交流を深めました。将来の夢を紹介する中で、皆さんが自分の未来を詳しく思い描いていることにとても驚きました。これからの自分をもう一度考え直す良い機会になりました。

今回の体験を通して、自分の英語力はまだまだ力不足だと感じ、海外の方ともたくさん会話ができるように勉強していきたいと思いました。帰国後の事後研修では、出会った仲間と支えてくれた職員の皆さんに感謝の気持ちでいっぱいでした。

不安もあった挑戦でしたが、本当に参加して良かったと思いました。世界に目を向けて、みんなで語り合った夢の実現のために努力したいです。

子ども達が、県外や海外等の研修が可能になるように、予算確保をお願いしながら、夢の実現に少しでも応援できればと思っています。

文責：岩切



保健師だより

問い合わせ
町民課
保健衛生係
☎ 42-1113

あなたの大切なお薬の記録

「お薬手帳」



お薬手帳とは、処方されたお薬の名前や飲む量、回数、飲み方、注意することなどを記録するためのものです。いつ、どこで、何日

分処方され、どれくらいの期間飲んでいるか、現在どんな治療をしているか、過去にどのようなお薬を飲んだことがあるかなど、お薬の情報を的確に伝えることができます。

お薬手帳を持っていると便利！

- お薬の飲み合わせや重複の確認
- アレルギー・副作用歴の確認
- 手術や処置前に休薬が必要なお薬の確認

医療機関や薬局ごとに違うお薬手帳を使っている場合は、1冊にまとめましょう。お薬手帳が複数あると正確な情報が確認しにくいので、1冊で管理することが大切です。

市販薬や健康食品を飲んでいる

場合にも、記録しておきましょう。

緊急時や災害時、旅行先などで初めて病院に行った時、お薬手帳を見せることで自分の情報を早く正確に伝えることができます。

セルフメディケーション

「自分自身の健康に責任を持ち、軽度の身体の不調は自分で手当てすること」をセルフメディケーションといいます。例えば、小さな傷に絆創膏を貼るのもその一つです。効果

- ① 健康管理の習慣が身につく
- ② 医療や薬の知識が身につく
- ③ 病気により、医療機関で受診する手間と時間が省かれる
- ④ 通院が減ることで医療費の増加を防ぐ

取り組み方法

■ 特定健診や人間ドックなどを活用し、かかりつけ医やかかりつけ薬局に相談しながら自身の状態を知り、病気や薬についての正しい知識を身につける。

■ 適度な運動、十分な睡眠、バランスのよい食事を心がけ、病気になるにくい身体を作りましょう。

■ 軽度な身体の不調は、市販薬（OT医薬品）を上手に活用して、栄養をとり十分に休養して様子をみましょう。

※ 症状が改善しない場合は、医療機関を受診してください。



ポリファーマシー

多くの薬を服用しているために、副作用を起こしたり、きちんと薬が飲めなくなったりしている状態をいいます。単に服用する薬の数が多いことではありません。

なぜ注意が必要なのか

高齢になると、複数の病気を持つ人が増えてきます。病気の数が増え受診する医療機関が複数になることも、薬が増える原因となります。また、高齢になると内臓の動きが弱くなるため、薬の分解などに時間がかかるようになります。薬の数が増えることで、薬同士が影響して効き過ぎや効きづらさ、副作用が出やすくなる可能性があります。

医師や薬剤師に相談を

薬の追加や変更があった後、いつもと違う症状（めまいやふらつきなど）が気になることはありませんか？ 気になる症状があっても、勝手に薬をやめたり減らすことは、病気の悪化や副作用が出る場合がありますので、必ず医師や薬剤師に相談しましょう。

いつ頃からどのような症状が出たのか、どんな薬（サプリメントなども含む）を使っているのかをメモして伝えてください。

11月は糖尿病予防月間

糖尿病は初期には痛みなど自覚症状が乏しいため、糖尿病と疑われる人の約4割はほとんど治療を受けていないことが分かっています。

糖尿病は合併症との闘いと言えますが、有名なものは糖尿病性腎症・網膜症・神経障害があります。それらと並んで歯周病も合併症に位置付けられます。健診は受診しても、歯科受診はちよつと敷居が高いという方も、もしも健診で血糖値が高いとの結果が出たら、この機会に一度歯科医院を受診しましょう。



むくみと体重のチェックで心不全のセルフケアを

総合診療科 小野悠美

皆さんは心不全と聞いてどんなことが思い浮かびますか？

心不全とは、“心臓が悪いために、息切れや、むくみが起こり、だんだん悪くなり、生命を縮める病気”と定義されています。治療をすることで寿命を伸ばすこともできますが、治療せず放置しているとがんよりも早く死に至ることもあると言われています。



<心不全の原因は？>

心不全の原因となる病気として、心筋梗塞（心臓の血管が詰まる病気）、心臓弁膜症（心臓の中の弁に問題が生じる病気）、心筋症（心臓の筋肉に問題が生じる病気）や不整脈、高血圧などが挙げられます。また、貧血や腎不全といった併存症、塩分や水分の摂取過多などの複数の要因が絡み合って急激に心不全が悪化することもあります。

<心不全の症状は？>

代表的なものは「息切れ、動悸」と「足やまぶたのはれ」です。その他、倦怠感、夜間頻尿などさまざまな症状が現れます。具体的には、1週間で2～3kg以上の体重増加や、むくみが強くなってきた時は心不全の悪化兆候のため、日常の体重測定、むくみのチェックは心不全の自己管理として大変重要になり、悪化の早期発見につながります。

<心不全によるむくみとチェックするポイント>

心臓の働きが弱ると血管内に余分な水分が溜まってきます。その水分が血管の外にしみだしてむくみの原因となります。

むくみのセルフチェック方法としては、脛の前面の真ん中あたりを指で押してみてください。押した部分がへこんでしばらく元に戻らないという方はまさに今むくんでいます。むくみの原因はさまざまですが、心不全の場合はむくみだけが生じることは少ないと考えられるため、むくみに加えて体重増加や息切れ、倦怠感などの複数の症状が当てはまる場合は、心不全によるむくみを疑います。



<日常生活でできる心不全によるむくみ対策>

最も大切なことは減塩です。摂取した塩分を排泄できないとむくみにつながるからです。具体的には1日6g以下を目安に減塩に取り組んでみてください。また、筋力の維持、寿命を伸ばすための運動も大切です。

最後に、心不全の患者さんにとってむくみは1つの心不全の目印となり、自己管理の目安にもなります。脛の前面のむくみと体重増加があった場合には放置すると、入院が頻回に必要なことがあります。むくみと体重の変化に応じて減塩などの生活習慣を改善し、心不全のセルフケアに役立ててみてください。

新看護師紹介



大川 幸子

熊本県看護協会より「くまもつと活躍ナース」として、9月より外来で勤務しています。小国町の寒さにはびっくりしていますが、町の風景や温泉、野良猫達に癒されながら頑張っています。これからもよろしくお願いします。



問い合わせ
税務課
税務係
☎ 42-1118

確定申告資料の保管について

10月頃から年末にかけて、所得税・住民税の確定申告に使用する書類が関係各所から郵送などでお手元に届きますので、それらの確認と、保管をお願いいたします。

送付書類の例

- ・令和5年分給与所得の源泉徴収票
 - ・令和5年分公的年金等の源泉徴収票
- 票

- 生命保険料払込証明書
- 医療費通知書

職場や年金事務所、生命保険会社などから発行されますので、届きましたら申告時まで大切に保管をお願いします。

阿蘇税務署からのお知らせ

■問い合わせ

阿蘇税務署 ※自動音声案内

☎ (22) 0551

消費税の簡易課税制度を選択される方へ

これまで消費税の免税事業者であつた個人事業者の方が、インボイ

ス発行事業者として登録を受けた場合は、令和5年分の消費税の申告が必要となります。

なお、インボイス発行事業者に登録したことにより課税事業者となった場合で、令和5年分の消費税申告において簡易課税制度を選択される方は、「所費税簡易課税制度選択届出書」を令和5年中（12月31日まで）に、納税地の所轄税務署長に提出することが必要となります。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、この適用をやめることはできません。

なお、簡易課税制度を選択していても、消費税の申告について簡易に計算できる経過措置（2割特例）を受けることができます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

国民健康保険資格取得・喪失の届出は14日以内にお願いします。

町民課 戸籍住民係

☎ (42) 1113

問い合わせ
町民課
戸籍住民係
☎ 42-1113

納めた国民年金保険料は全額が
社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和5年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、令和5年1月1日から10月2日までの間に国民年金保険料

(見本)



社会保険
税 票

再発行 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名
住 所

年 月 日 年 月 日

国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証明 日 年 月 日

歳入徴収官 厚生労働年金委員会事務課長

印

納付状況の内訳

納 入 月 間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
納 入 額												

年中の納付済保険料額

納付済保険料の証明欄	年
①国民年金	

（参考）

- ②国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金
- ③国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金
- ④国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金
- ⑤国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金
- ⑥国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金
- ⑦国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金
- ⑧国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金
- ⑨国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金
- ⑩国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金
- ⑪国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金
- ⑫国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金 国民年金

日本年金機構

Japan Pension Service

〒166-8505 東京都板橋区東戸田2丁目25番4号

☎ 03-3461-1111

を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定です。ので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

（令和5年10月3日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

■問い合わせ

熊本東年金事務所

096(367)2503



地域安全

事件・事故は
110番
問い合わせ
小国警察署
☎ 46-2110

児童ポルノの根絶を目指して

児童ポルノは、児童の性的被害や性的虐待の記録であり、児童の人権を著しく侵害するものです。

児童ポルノがインターネット上に流出すれば回収は事実上不可能であり、被害児童の苦しみは将来にわたって続きます。

警察では、児童ポルノの製造、提供、公然陳列等について積極的な取り締まりを行い、児童ポルノの根絶を目指します。

罰則

◆自己的目的所持罪

1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

◆児童ポルノ提供罪

3年以下の懲役又は
300万円以下の罰金

○児童ポルノの対象児童は、「男女を問わず18歳に満たない者」です。

児童虐待の防止

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年者後見人その他の者が児童を現に監護するもの）がその監護する児童（18歳未満の者）について行う次に掲げる行為をいいます。

○身体的虐待

○性的虐待

○ネグレクト

○心理的虐待



また、体罰も、「児童虐待の防止等に関する法律」で禁止されています。「しつけ」であっても許されません。児童虐待かなと思ったら、ためらわずに電話等による通告をしましょう。連絡をした方の秘密は守られます。

◆全国共通ダイヤル

「**189**」
いちやうやく

（24時間対応で、最寄りの児童相談所につながります。）

みんなでつくろう安全・安心な小国郷

消防署

秋の火災予防運動

11月9日～11月15日までの7日間、全国秋の火災予防運動が実施されます。

秋は1年の中で火災が起こりやすい時期で、火災の発生を予防するため、毎年この時期に実施しています。今一度火災予防への意識を高めましょう。

◆全国統一防火標語

火を消して

不安を消して

つなぐ未来

火災から命を守る4つのポイント。

①寝たばこをしない

②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない

③コンロを使うときには火のそばを離れない。

④コンセントはホコリを清掃し、必要なプラグを抜く。

以上の4つのポイントに注意し火災から命を守りましょう。

定期異動のお知らせ

10月1日付けで北部分署の定期異動がありました。



他署所へ異動した職員

古谷尚栄『消防本部』

野田幹也『消防本部』

木山貴文『中部消防署』

山崎護佑『中部消防署』

岩下侍龍『中部消防署』

北部分署に異動した職員

河津武史『消防1課』

小野翔輝『消防2課』

西村 亮『消防2課』

新体制となりますが、今後ともよろしく願います。

火災・救急救助は
119番
問い合わせ
北部分署
☎ 46-4411



11月は「児童虐待防止推進月間」です！

毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ集中的な広報・啓発を実施しています。

現在、親などによる子どもの虐待やヤングケアラーが深刻な社会問題となっています。「すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」と児童憲章に謳われているように、すべての子どもが虐待を受けずに、健やかに成長できる社会を目指しましょう。

虐待とは	身体的、心理的、性的、ネグレクトの4つに分けられます。 ネグレクトとは、適切な食事を与えない、お風呂にいれないなど長時間不潔なままにする、病院に連れて行かないなどがあります。「しつけ」が行き過ぎると虐待に当たることもあります。
ヤングケアラーとは	本来、大人が担うと想定されている家事や高齢者等の家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。具体的には、家族の代わりに幼いきょうだいの世話をしている、病気や障がいのある家族の世話や代わりに家事をしている、家計を支えるために労働し病気や障がいのある家族を助けていることなどがあげられます。

〈問い合わせ〉

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120(189)783（出産や子育てのお悩みはこちら）

※連絡者や相談内容は堅く守られます。連絡は匿名でも可能です

男性・男児のための性暴力被害者ホットラインが開設されました

内閣府では、性犯罪・性暴力の被害にあった男性や男児及びその保護者等のための臨時の相談窓口として、「男性のための性暴力被害ホットライン」及び「男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン」を開設しました。これらの相談窓口では、専門的な知見を有する相談員が電話で相談を受け、相談内容に応じて、被害者が居住する地域の専門機関を紹介するなどの支援を行います。匿名でも相談でき、秘密は守られます。

■男性のための性暴力被害ホットライン

☎0120(213)533 受付時間：毎週土曜日 19:00-21:00

■男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン

☎0120(210)109 受付時間：毎週金・土曜日 16:00-21:00

有害獣被害対策 町民勉強会

明日から始めるイノシシ・シカ対策のススメ

年々ひどくなるイノシシによる水稻被害。最近では住宅地のすぐそばにまで出没しています。

それに、シカも急増しています。住宅地のすぐそばの山まで下りてきて、ビックリするような大きな鳴き声を轟かせています。

そこで今回、イノシシ・シカ対策のプロフェッショナルを招いて、町民勉強会を開催します。

農家の皆さんはもちろん、農家以外の方も、ぜひお越しください。もう農家だけの問題ではなくなっています。

対策の第一歩、それは「勉強会」です。皆さんと一緒に勉強し、新たな気づきや改善策を共有し、皆さんと一緒に対策し、イノシシ・シカを寄せつけない地域づくりをめざしましょう！

■日時 11/29（水） 午後 7:00～
（午後 8:30 終了予定）

■場所 南小国町役場 きよらホール

■内容(予定)

- イノシシ・シカの習性・生態
- 電柵 / 侵入防止柵
ちゃんと設置できていますか？
ちゃんと管理できていますか？
- 対策を「今から」始める理由
- 個人での対策から「地域ぐるみでの対策へ」
- ジビエって結構難しいんです
- ICT 活用の紹介

■参加費 無料

■問い合わせ 農林課（担当：武田、橋本）
☎(42)1144

■講師

稲葉達也さん（株式会社イノP取締役、くまもと☆農家ハンターリーダー、みかん農家）
鳥獣管理士、農水省農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー、熊本県えづけSTOP！対策ソリューションアドバイザーとして、熊本一円で被害にあう農家の相談にのる。
これまで100基以上の箱わなの設置及び指導を行う。
<受賞等>
・総務省 令和4年度ふるさとづくり大賞「優秀賞」
・くまもとSDGsアワード2022「牽引部門 優秀賞」
・農水省 国産ジビエ認証取得（ジビエファーム）外
<メディア出演>
・情熱大陸（2020年）
・世界一の九州が始まる（2020年） 外



美しい村を探す～九州・沖縄～

長崎県 小値賀町

小値賀町は、長崎県の五島列島北部に位置し、小値賀本島を中心に大小17の島々から成り立ち、島のほとんどが西海国立公園の指定を受けています。また、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「野崎島の集落跡」を有しています。町内には、リゾート施設もコンビニもありませんが、自然があり、人情があり、おもてなしがあります。「何にもないけど何よりも大切なものがある」それが小値賀町の魅力です。



旧野首教会



舟森集落跡



ガイドツアーの様子



神官屋敷

【世界文化遺産登録5周年！】

本年7月に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産登録5周年を迎えました。構成資産である「野崎島の集落跡」は、潜伏キリシタンが信仰の共同体を維持するにあたり移住先として選んだ集落の一つで、豊かな自然の中に、神社の氏子として信仰をカモフラージュしながら共同体を維持した当時の人々の面影を思わせます。インストラクターや地元町民ガイドによるガイドツアーのほか、トレッキング等のアクティビティも受け付けていますので、ぜひご参加ください！

◎体験等のお問い合わせは、NPO法人おちかアイランドツーリズム協会まで <https://oichaimain.jp>

◎世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、公式ウェブサイトまで <https://kirishitan.jp/>

木材市況情報

阿蘇森林組合 南小国共販所 【第523回市（10月6日開催）】

単位：円 / m³

【杉丸太】		一般材 (直材)	一般材 (小曲材)	一般材 (大曲材)
4m	4～9cm		292(本売)	
	10～13cm		540(本売)	516(本売)
	14～16cm	19,000	17,600	10,000
	18～22cm	14,500	13,200	10,500
	24～28cm	14,900	13,500	10,500
	30cm上	14,600	12,500	10,500
3m	4～9cm		110(本売)	
	10～13cm		360(本売)	
	14～16cm	15,600	13,300	10,900
	18～22cm	15,300	13,300	10,000
	24～28cm		13,700	8,000
	30cm上			

【桧丸太】		一般材 (直材)	一般材 (小曲材)	一般材 (大曲材)
4m	9～10cm		292(本売)	
	10～13cm		540(本売)	516(本売)
	14～16cm		19,200	12,500
	18～22cm	20,600	19,800	13,000
	24～28cm	20,200	19,500	13,300
	30～38cm			
	40cm上			

【出荷材】	売上材積 (m ³)	売上金額 (円)	平均単価 (円)
杉	1,028.795	10,969,204	10,662
桧	45.592	586,083	12,855
杉、桧	68.771	667,184	9,702
合 計	1,143.158	12,222,471	10,692

浄化槽の法定検査（浄化槽法第11条）手数料の改定のお知らせ

公益社団法人熊本県浄化槽協会が実施する、浄化槽の法定検査の手数料が令和6年4月1日から改定されます。

★検査手数料

人槽		5～10	11～20	21～50	51～100	101～300	301～500	501～
合併浄化槽	旧	3,800	4,900	6,400	11,000	15,000	16,000	19,000
	新	4,200	5,400	7,000	12,000	17,000	18,000	21,000
単独浄化槽	旧	3,200	3,800	4,400	9,000	11,000	14,000	15,000
	新	3,800	5,000	6,500	11,000	15,000	16,000	19,000

浄化槽法は、浄化槽管理者（浄化槽設置者）に熊本県知事が指定した検査機関である熊本県浄化槽協会が行う浄化槽の水質検査（法定検査）を受けることを義務付けています。

毎年1回、必ず検査を受けてください。

問い合わせ 南小国町役場建設課水道住宅係 ☎ 0967(42)1114

公益社団法人熊本県浄化槽協会 ☎ 096(284)3355



行政書士による相談会の お知らせ

熊本県行政書士会による相談会を開催します。内容は、遺言・相続、交通事故、各種申請・許認可、契約・届出など様々な相談に応じます。どこに聞いたら良いかわからない疑問、誰に相談すれば良いかわからないお悩みなどありましたら、まずはお気軽にご相談ください。相談は無料です。相談を希望する人は、早めにお申し込みください。

■日時 12月8日(金)
午後1時30分

■場所 役場 会議室

■申し込み・問い合わせ

町民課 戸籍住民係

☎(42) 1113

ご存知ですか？住宅リフォームに補助があります！

く南小国町住宅リフォーム

助成事業補助金く

町では、安心して住み続けられる住まいづくりと、町内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を目

的に、町民が町内の施工業者を利用して自らが居住する住宅のリフォーム工事を行う場合に補助を行っています。

■対象工事

・補助対象工事費20万円以上

・町からの補助金交付決定後に着工し、年度末までに完了可能な工事(※申請時点で既に着工または完了しているものは対象外)

■補助金額

・補助対象工事費の10%、かつ上限10万円

尚、同一住宅及び同一人において1回限りの補助です。(交付決定から5年経過していれば、再度申請が可能)

上記以外にも補助対象工事内容等の条件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

■問い合わせ

まちづくり課 企画商工観光係

☎(42) 1171

ご自宅のWi-Fiが途切れる、遅いと感じる方へ (光ネットワークのインターネット接続サービスご利用の方向け)

Wi-Fiルータは、古い製品では、数年前の規格であるWi-Fi4にしか対応していない場合があります。最新の無線規格はWi-Fi6となっており、より高速な通信が可能となっています。また最新のルータは、電波の高出力化が進んでおり、より広いエリアをカバーする事ができるようになっています。スマホやゲーム機、パソコンを使っている、Wi-Fiが途切れる・スピードが遅いなど思い当たる方で、古いルータを使用中であれば、最新機器への買い替えをご検討してはいかがでしょうか。



【※買い替えによって必ず通信が改善する訳ではありません】ご検討の際は、お近

市原交差点の信号機撤去について

くの電気屋さんまたは家電量販店等へご相談ください。

市原交差点(旧市原タ



クシー前交差点)に設置されている点滅信号は現在故障中であり、また、老朽化が進んでいるため、令和5年度中には撤去予定です。通行の際は、交通事故に十分注意してください。

南小国郵便局長杯グラウンド・ゴルフ大会参加者募集

南小国郵便局長杯グラウンド・ゴルフ大会を下記のとおり開催します。南小国町民であればどなたでも参加できますので、奮ってご参加ください。

■開催日時

令和5年11月19日(日)

※予備日・令和5年12月10日(日) 午後1時

■開催場所

南小国町山村広場

■参加料

無料(用具の貸し出し可)

■申込み

11月10日(金)まで

教育委員会窓口又は電話

☎(42) 0047にて受付

休日在宅医

休日中、もし具合が悪くなったりけがをした時は、次の医療機関を受診できます。次のことに注意して受診してください。

●予定が変更になることがありますので、受診される前に必ず、医療機関に電話でご確認ください。

●当番科目以外のご相談は、直接医療機関にお尋ねください。

●受診される場合は、必ず保険証を持参してください。保険証がない場合は、実費診療になります。

全国一斉「女性の 인권 ホットライン」強化週間

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会では、夫・パートナーからの暴力やストーカー等の事案が、依然として数多く発生

11/19(日)～12/10(日)	小国公立病院	☎46-3111	内科、外科、整形外科
11/19(日)	松見内科クリニック	☎22-0260	内科、小児科
11/23(木)	古閑医院	☎22-3000	内科、消化器科、小児科
11/26(日)	さかなしハートクリニック	☎24-6262	内科、循環器科
12/3(日)	協胃腸科	☎32-2500	消化器科、胃腸科
12/10(日)	眼科古嶋医院	☎34-0008	眼科

していることから、これらの女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「女性の 인권 ホットライン」強化週間を実施することとしました。

■実施日時等

令和5年11月15日(水)
～11月21日(火)

・平日

午前8時30分～午後7時

・土・日

午前10時～午後5時

■専用相談番号

☎0570(070)810

■相談内容

夫・パートナーからの暴力(DV)、ストーカー行為による被害、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント等、女性をめぐる様々な人権問題

■その他

法務局の職員又は人権擁護委員が相談に対応し、秘密は固く守られます。

なお、熊本地方法務局では、本強化週間以外について

ても、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、同じ専用相談電話で相談に応じています。

■問い合わせ

熊本地方法務局 人権擁護課

☎096(364)2145

第18回きよら人権デーの開催について

町民が集い、人権意識の高揚と人権問題について深く考えることを目的とした「きよら人権デー」を次のとおり開催します。

本町で発生したハンセン病患者の宿泊拒否事件から20年経過しました。今回は、宿泊拒否事件を省みてハンセン病問題の正しい知識の習得と理解を深めるため、ハンセン病問題相談・支援センターによる講演会を行います。

また、児童生徒によるステージ発表もごいますので、多くの町民の方のご参加をお待ちしております。

■日時

令和5年12月3日(日)

開会 午前9時

閉会 正午

■会場

役場きよらホール

■問い合わせ

南小国町教育委員会事務局

☎(42)0047

みつめる、みとめる
11月10日～12月10日は
熊本県人権月間です！



人権をより身近なものと考え、人権に対する正しい理解と認識を深めるため、熊本県人権フェスティバルをはじめとして、パネル展、シンポジウム・講演会・研修会など、熊本県や各市町村による人権に関する様々なイベントが県内各地で行われます。

ぜひご参加ください。

■問い合わせ先

熊本県人権同和政策課
☎096(333)2299

■イベント情報

<https://kumamoto-jinken.com/>

熊本県人権啓発
キャラクターコンロ



「結婚応援の店」大募集！

熊本県では、今後結婚を予定しているカップル又は結婚して1年以内のカップルを対象に、「結婚応援の店」で様々な特典やサービスを受けることができる結婚応援パスポートを交付して、結婚する二人を祝福し、社会全体で結婚を応援する機運醸成を図る取り組みを行っております。

つきましては、熊本県と一緒に新婚夫婦等を応援いただける企業・店舗を募集します。お申込み等詳細については、「結婚応援の店」で検索ください。

■問い合わせ

熊本県子ども未来課
☎096(333)2225

定期法律相談

桜樹法律事務所の弁護士による法律相談を開催します。相談をご希望の方は、お早めにお電話にてご予約ください。相談は無料です。

■日時 11月17日(金)
午後1時30分～

■場所 役場会議室

■申し込み・問い合わせ
町民課 戸籍住民係
☎(42)1113

令和6年南小国町「二十歳を祝う会」の開催について

南小国町では、平成15年4月2日(平成16年4月1日生まれの方を対象に「二十歳を祝う会」(旧成人式)を開催いたします。対象者及びご家族の方で、出欠書類の提出がお済

みでない方は、11月10日(金)までに、教育委員会あてに書類の提出をお願いします。なお、事前に出席申込をされない場合は、入場できませんのでお気を付けください。

「令和6年南小国町二十歳を祝う会」

■日時 令和6年1月3日

■受付 午後1時～

■開式 午後1時30分

■場所 役場きよらホール
■問い合わせ
南小国町教育委員会事務局
☎(42)0047

保育園入園説明会のご案内

南小国町立保育園の来年度入園説明会を次のとおり開催します。
説明会では、各申請書等

の書き方や添付書類のことで、町の子育て情報などをお知らせします。
3回とも同じ内容です。定員15名の予約制です。で、ご希望のお時間を事前にご連絡ください。定員に達し次第締め切りますので、ご希望のお時間に添えない場合がございます。

説明会日程

11月20日(月)

(1回目) 午前10時～

(2回目) 午後1時30分～

(3回目) 午後3時～

会場

元氣プラザ中原

その他

☆年度途中入園をご希望の方は今回の受付期間に申し込みをしてください。
☆入園基準に該当していても各園の定員等により入

園できない場合もありますのでご了承ください。
☆保育料は税額に応じた階層区分により算定します。

保育園の入園申込みについて

来年度の南小国町立保育園の入園申し込みを次のとおり受け付けます。
なお、在園児については、現在利用している園を通じ、関係書類を配付します。

受付期間

11月27日(月)～

12月22日(金)

■申込先 (申込書・各園パンフレットなども備えてあります。)

・役場福祉課保育児童係
・町内各保育園

保育園一覧

市原保育園 (定員90名)

☎(42)0135

中原保育園 (定員20名)

☎(42)1453

黒川保育園 (定員30名)

☎(44)0150

問い合わせ

福祉課 保育児童係

☎(42)1117

南小国町へのご寄附のお礼

南小国町に対し、次の方よりご寄附を賜りました。
佐藤鼎様・須磨子様 落見

お志に添いますよう有意義に活用させていただきます。誠にありがとうございました。

社協へのご寄附のお礼

故人の香典返しとして、多額のご寄附をいただきました。心よりお礼申し上げますとともに故人のご冥福をお祈りいたします。

河津ひとみ 様 陣の前

(故) 北里政博 様

佐藤 栄治 様 吉原

(故) タツ子 様

橋本 博 様 白川

(故) 健治 様
(10月7日までの受付分)

また、一般寄附として、次の方より多額のご寄附を賜りました。

立脇 良基 様 白川

中村 由紀 様 白川

皆さまのお志に添いますよう有意義に活用させていただきます。誠にありがとうございました。

南小国町社会福祉協議会

町民カレンダー

令和5年

11月・12月

★休日・夜間の救急医療は、小国公立病院☎(46)3111で対応しています。
★子育て広場☆ら☆平日午前9時30分～午後4時30分
★人権擁護委員会への人権相談は、社会福祉協議会りんどう荘☎(42)1501で予約受付しています。

11/12 日		28 火	消費生活相談日 10:00～16:00 小国町役場
13 月		29 水	
14 火	消費生活相談日 10:00～16:00 小国町役場	30 木	消費生活相談日 10:00～16:00 南小国町役場 1歳児健診 13:15～ 南小国町役場 別館2階
15 水	出張就職相談 13:30～16:00 役場会議室 ※前日までに要予約 ジョブカフェ・阿蘇ランチ ☎0967(22)8178	12/1 金	出張年金相談 10:00～15:00 おぐに町民センター ※要予約 熊本東年金事務所 ☎096(367)2503
16 木	心配ごと相談 10:00～12:00 りんどう荘 消費生活相談日 10:00～16:00 南小国町役場 1歳6か月児健診 13:15～ おぐに町民センター	2 土	無料法律相談 10:00～ りんどう荘 ※要予約 ☎(42)1501
17 金	さくら荘カフェ 13:00～ さくら荘	3 日	第18回きよら人権デー 9:00～ きよらホール
18 土		4 月	
19 日		5 火	消費生活相談日 10:00～16:00 小国町役場
20 月		6 水	
21 火	消費生活相談日 10:00～16:00 小国町役場	7 木	消費生活相談日 10:00～16:00 南小国町役場
22 水		8 金	
23 木	勤労感謝の日	9 土	
24 金		10 日	
25 土		11 月	
26 日		12 火	消費生活相談日 10:00～16:00 小国町役場
27 月		13 水	

町の人口

(9月末現在)

世帯数 1,851^{世帯}
(+6)〈+52〉
男 1,854人
(-2)〈+12〉
女 2,015人
(-2)〈+7〉
計 3,869人
(-4)〈+19〉

※()は前月比、〈〉は前年同月比

※掲載を希望された人のみ掲載(敬称略)

9/24 橋本 健治(92)白川
9/22 佐藤 タツ子(86)吉原
9/20 樋口 トシ子(95)田ノ原
9/16 山炭 ヤチ子(84)黒川

おくやみ申し上げます

戸籍の窓



4.10.3生

伊勢 悠楓 ちゃん



(父)隼人さん 黒川
(母)美菜子さん
1歳のお誕生日おめでとう！

4.10.12生

熊添 睦 くん



(父)和則さん 黒川
(母)明美さん
笑顔が素敵で音楽大好き♪
お煎餅も大好き♪な睦くん。
兄ちゃんに負けないようにいっ
ぱい食べて大きくなってね。

4.10.22生

吉田 紫恩 ちゃん



(父)大輔さん 竹の熊
(母)結さん
笑顔がとってもかわいい紫
恩。お姉ちゃん、お兄ちゃん
も紫恩のこと大好きだよ。3
人で仲良く元気に育ってね。

HAPPY BIRTHDAY
10月 生まれ
希望者のみ掲載



1歳になった
赤ちゃんを
紹介します。



陸上自衛隊第8音楽隊の迫力のある演奏や、高森町で活動している「096k」のメンバーの公演。また、長洲町から寄付していただいた金魚で金魚すくいの露店を開くなど、多くの方々の協力があり、無事にきよら祭りを開催することができました。

編集
後記

今月号の表紙・裏表紙は、10月16日に開催されたきよら祭りの写真です。
当日は吉原神楽や大抽選会などのステージイベントのほか、わたがしやりんご飴などの食べ物だけでなく、射的やくじ引きといった多くのバザーが並び、盛り上がりを見せました。(岩本)

